

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年6月27日(月)午後1時30分から午後1時55分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(8人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出

農地利用最適化推進委員(3人)

推進委員	大 山 謙 吉
推進委員	中 山 博 司
推進委員	中 村 実

農業委員会事務局職員(3人)

局 長	中 村 滋 成
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第3号 非農地証明発行可否について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集

議案第 6 号 積計画の決定について（中間管理事業）
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する
専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年 6 月の定例総会を開催いたします。
それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

皆さん、本日はお忙しい中、又暑い中、総会にご出席頂きまして誠にありがとうございます
ます。

なお本日は、過日「見守り隊」を行って頂きました推進委員の方々 3 名のご出席を頂い
ております。推進委員には議決権はありませんが、意見を言うことはできますので積極的
な発言をお願いいたします。

本日の議案については、議案第 1 号から第 6 号までと報告事項 3 件となっております。

また、会議終了後、農地利用最適化推進連絡会を午後 3 時から開催いたしますのでそち
らへの参加もよろしくをお願いいたします。それでは、皆様の慎重な討議をお願いいたしま
してあいさつといたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名であり、定足数に達しておりますので、総会は
成立しております。また、本日は農地利用最適化推進委員 3 名が出席しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっ
ておりますので、以降の議事進行は齋藤会長にお願いしたいと思っております。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名人の選任ですが、いかなる方法で選任したらよいかお諮りいたします。

(議長一任の声)

議長一任の声がありましたので、早速指名させていただきます。

8番宮田委員、1番谷口委員を議事録署名人に選任いたします。

よろしく願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局 (中山主査)

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備、申請地は■■字■■番地、地目は登記現況とも田、地積は1,431㎡でございます。

申請地の農地区分は、相当数の街区を形成している区域内にある農地であり、農地規模が10ha未満の地域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー設置については、許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号2番、申請理由は資材置場、申請地は■■字■■番地、地目は登記現況とも畑、地積は521㎡でございます。受付番号2番については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であると見受けられますので、1種農地と判断いたします。原則として1種農地の転用は認められませんが、例外規定により、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものでありますので、許可要件を満たしていると考えます。

続いて、受付番号3番、申請理由は自己住宅、申請地は■■字■■番地及び■■番地、地目は登記現況とも畑、地積は242㎡と58㎡で合計300㎡でございます。申請地の農地区分は、相当数の街区を形成している区域内にある農地であり、農地規模が10ha未満の地域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅としての許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長 (齊藤会長)

現地調査を行っていますので、1番谷口委員報告願います。

1. 谷口委員

それでは、現地調査の報告をいたします。

6月20日に現地調査を行いました。

齋藤会長、中山職務代理人、菊地委員と私、事務局から中村事務局長、中山主査と計6名で行いました。

受付番号1番より説明いたします。

この場所は2ページの地図を参照していただきたいと思います。場所は■■■■の野球グラウンドの南側道路を東に入ったところで、つくば市と道路境で隣接している所です。地目は登記現況とも田となっております。若干の草等が生えているところがございますが、平坦なところで別段問題はなかろうかと思えます。

続きまして受付番号2番です。金属スクラップを30年以上やっているということで、世代交代をするという話です。申請地の形は扇形になっておりますが、きれいに整備されている畑であり問題ないかと思えます。

続きまして受付番号3番、4ページの地図を参照願います。■■■■事務所を南側に入ったところがございます。杭もきれいに入っており特に問題はないかと思えます。

1. 議長（齋藤会長）

報告が終了しました。それでは順次質疑に入ります。

まず受付番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齋藤会長）

受付番号2番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齋藤会長）

受付番号3番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齋藤会長）

質問がないので採決に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について、許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は、許可相当として意見進達することに決定いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

5ページをお開き下さい。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番地、地目は登記現況とも田、面積は3990㎡です。契約内容は売買、10aあたり■■■万円となります。

受付番号2番、申請地は■■■字■■■■番地■■■，地目は登記現況とも畑、61㎡です。契約内容は贈与となっております。

法第3条第2項については別紙調査書のとおりとなります。受付番号1番については農地法第3条第2項の各号には該当しないと考えます。申請地の周りは水稻を作付けしており、譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であります。

受付番号2番についても農地法第3条第2項の各号には該当しないと考えます。譲受人は野菜の栽培を行う計画となっております。

受付番号1番及び2番については農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

1. 議 長（齊藤会長）

現地調査をおこなっておりますので、5番中山職務代理者報告願います。

1. 中山職務代理者

6月20日に齋藤会長、谷口委員、菊地委員と私、事務局から中村事務局長、中山主査と計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、場所は6ページになります。

周りの田んぼもきれいに作付けされており、申請地は作付けには適しており、農地法第3条調査書のとおり許可要件を満たしており、問題はないと思います。

受付番号2番についてですが、市道の法面に申請地があり、以前より譲受人が申請地を管理していた土地であります。今後も譲受人が作付けしたい意向があり、今回、譲渡人から譲受人に贈与を行うことになったとのこと。特に問題はないかと思われ。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは順次質疑に入ります。
受付番号1番について意見質問のある方、挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号2番について意見質問のある方、挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようなので採決に入ります。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権
移転の許可について」許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第2号については、全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局の説明を求め
ます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」を説明いたします。

受付番号1番、申請地■■■■字■■■■番地■■■，地目は登記現況とも畑，面積は61
6㎡です。

受付番号2番、申請地■■■■字■■■■番地■■■，地目は登記現況とも畑，面積は60
4㎡です。

受付番号3番、申請地■■■■字■■■■番■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は25
㎡です。

今回の申請のあった受付番号1番から3番については、茨城県が発行している農地法関
係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該
当すると考えられます。

1. 議 長（齊藤会長）

現地調査を行っていますので、2番菊地委員、報告願います。

1. 菊地委員

6月20日に現地調査を行いました。

受付番号1番についてですが、申請地は既に蔵や物置が建っている状況であり、今回この土地を分筆したことにより、きちんと整理したいとのことで、やもうえないと考えております。

受付番号2番についてですが、現状は竹や大木が密生しており、農地としての復元は不可能と考えており、やもうえないと考えております。

受付番号3番についてですが、申請地は20年以上前から物置の一部にかかっている状況であり、やもうえないと考えております。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議いたします。

受付番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号2番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号3番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので、議案第3号について採決をいたします。議案第3号「非農地証明発行可否について」、非農地証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第3号については、原案のとおり発行することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (石神局長補佐)

それではご説明いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を12ページの総括表によりご説明いたします。

新規については田が1筆1,239㎡,畑1筆8,945㎡,計2筆10,184㎡となります。更新は田が5筆10,064㎡,畑が6筆8,446㎡,計11筆18,510㎡です。新規及び更新の総計は田6筆11,303㎡,畑7筆17,391㎡,計13筆28,694㎡となります。詳細は13ページの農用地利用権設定計画一覧をご参照願います。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

この件については一括して審議を進めていきます。説明が終了しました。意見ご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

採決の結果、全員賛成により議案第4号は原案のとおり決定いたします。議案書の(案)は削除願います。

1. 議 長 (齊藤会長)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画

の決定について（中間管理事業）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。新規1件で、田が1筆、賃貸借期間が10年、面積は2,857㎡で貸し手が1件、借り手が1件となります。詳細は15ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

こちらを一括して審議を進めていきます。説明が終了いたしました。意見、質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第5号の農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）（案）に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたします。（案）を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」も総括表によりご説明いたします。

新規案件で田が一筆で2,857㎡となります。こちらの権利設定開始日は28年7月

1日となります。詳細については、17ページとなります。

1. 議長（齊藤会長）

本件も一括して進めます。質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、採決いたします。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、これについて賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり承認いたします。議案書の（案）は削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。18ページをご覧ください。申請地は■■■字■■■■番地■■■，申請理由は駐車場，地目登記現況とも畑，面積は30㎡となります。

報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。受付番号1番から6番についてですが、合意解約の理由は、借人の高齢による営農継続が困難な状況による合意解約及び中間管理事業での再設定による解約等でございます。詳細は19、20ページをご参照下さい。

報告事項③「制限除外の農地の移動届について」ですが、受付番号1番、申請理由は市役所駐車場です。申請地は2筆であり■■■字■■■■番■■■，■■■字■■■■番地となります。地目は登記現況畑，面積は991㎡，348㎡合計1,339㎡となります。賃貸借契約により市が借り受けて市役所駐車場を整備することになります。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。

6月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

平成28年6月27日

つくばみらい市農業委員会

議 長 齊 藤 常 夫



議事録署名委員

各 口 真 一



議事録署名委員

高 田 一 日 生

